

ひょうご防犯まちづくり推進協議会 総会資料



協議会シンボルキャラクター「マモリン」

日時：平成20年6月2日（月）14:00～
場所：兵庫県公館第1会議室

ひょうご防犯まちづくり推進協議会

目 次

ひょうご防犯まちづくり推進協議会総会次第	1
諸報告(1)	
新規会員及び退会会員について	3
諸報告(2)	
支援金の受納について	7
第1号議案	
役員を選任について	11
第2号議案	
会則の改定について	15
第3号議案	
活動指針の改定について	23
第4号議案	
平成19年度事業報告及び収支決算について	53
第5号議案	
平成20年度事業計画及び収支予算について	61
(参考1)	
ひょうご防犯まちづくり推進協議会の概要	68
(参考2)	
ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則(現行)	69
(参考3)	
ひょうご防犯まちづくり推進協議会会員名簿	72
(参考4)	
ひょうご防犯まちづくり推進協議会活動指針(平成17年12月策定)	73
資料編を除く	

ひょうご防犯まちづくり推進協議会総会次第

日時：平成20年6月2日（月）

14:00～

場所：兵庫県公館第1会議室

1 開会

2 あいさつ

3 諸報告

(1) 新規会員及び退会会員について

(2) 支援金の受納について
感謝状の贈呈

4 議事

(1) 役員を選任について

(2) 会則の改定について

(3) 活動指針の改定について

(4) 平成19年度事業報告及び収支決算について

(5) 平成20年度事業計画及び収支予算について

諸報告(1)

新規会員及び退会会員について

新規会員及び退会会員について

1 新規会員について

当協議会の趣旨に賛同する以下の団体から入会の意向が示され、会則第5条に規定する会員の要件に該当すると認められることから、入会申込書を受理した。

団体名	代表者名	活動内容	入会日
社団法人兵庫県自動車整備振興会	会長 橋本一豊	自動車整備に関する改善及び技術の向上を促進し、自動車整備事業の業務の適正な運営を確保するとともに、自動車の整備事業の健全な発達に資する。	平成19年 6月4日
兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会	会長 田中良一	地域情報の発信・交流や地域における情報利用環境の向上など、広域的な通信・放送サービスの普及を通じて、兵庫県における地域情報化に資する。	平成19年 9月10日
社団法人兵庫県電業協会	会長 藤井宏明	電気設備に関する調査、研究、指導等電気設備工事の適正な施工を確保するとともに電気設備業の健全な発達を図り、あわせて設備利用者に対し適切な電気の利用についての啓蒙を行い、公共の福祉の増進に資する。	平成20年 1月15日

2 退会会員について

当協議会の会員であった下記の団体から、会則第8条に規定する退会届が提出されたことから、退会届を受理した。

団体名	代表者名	退会理由	退会日
兵庫県二輪車安全普及協会	会長 野田 顕	近畿2府4県の二輪車安全普及協会が、「ブロック合同運営協議会」として統合され、組織が集約されたため。	平成19年 6月4日

参考：ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則（抜粋）

第2章 会員

（構成）

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

（会費）

第6条 会費は無料とする。

（加入）

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

諸報告(2)

支援金の受納について

支 援 金 の 受 納 に つ い て

下記の会員団体から、当協議会に対して支援金が寄贈されることとなったため、これを受納することとした。

記

1 寄贈内容

(1) 寄贈者

兵庫県遊技業協同組合

（ 所在地：神戸市中央区北長狭通5丁目3-11
代表者：理事長 米 田 義 一 ）

(2) 支援金の額

金1,000千円

(3) 支援の理由等

兵庫県遊技業協同組合は、運営の基本に「社会貢献活動等を通じた地域社会との共生の促進」を掲げて「ぱちんこ110番協力店制度」を展開するなど、地域社会の安全確保に貢献している団体である。

このたび、同組合が社会貢献活動の一環として行う各種福祉関係団体等に対する支援金の平成20年度の寄贈に当たり、地域社会の安全確保に向けた当協議会の取組を評価し、当協議会を寄贈先として選定いただいた。

なお、平成19年度にも同額の支援金の寄贈をいただき、この支援金をもとに、防犯学習シミュレーションCDを作製しており、本年も引き続き、広く協議会事業の充実に活用してほしいとの意向である。

2 支援金受納日

平成20年5月16日（金）

3 感謝状の贈呈

本日の総会において、会長（県知事）から感謝状を贈呈する。

第1号議案

役員 の 選 任 に つ い て

役員 の 選 任 に つ い て

役員 の 任 期 満 了 に 伴 い、 会 則 第 10 条 の 規 定 に 基 づ き、 下 記 の と お り 役 員 を 選 任 す る。

記

役職名	役 員(案)	備 考	
会 長	井 戸 敏 三	兵庫県知事	再任
副会長	足 立 理 秋	兵庫県町村会会長	再任
	太 田 裕 之	兵庫県警察本部長 (前任：末 井 誠 史)	新任
	北 野 美 智 子	兵庫県連合婦人会会長	再任
	白 川 武 夫	兵庫県連合自治会会長	再任
	西 村 太 一	社団法人兵庫県防犯協会連合会会長 (前任：秋 田 博 正)	新任
	水 越 浩 士	兵庫県商工会議所連合会会頭	再任
	山 田 知	兵庫県市長会会長 (前任：矢 田 立 郎)	新任
	監 事	速 水 順 一 郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長

参考：ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則（抜粋）

第3章 役員

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

（役員を選出）

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

（役員の仕事）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

（役員の任期）

第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬）

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

参考：今回選任後の役員名簿（任期：平成23年6月1日まで）

役職名	氏 名	団体名及び役職
会 長	井 戸 敏 三	兵庫県知事
副会長	足 立 理 秋	兵庫県町村会会長
	太 田 裕 之	兵庫県警察本部長
	北 野 美 智 子	兵庫県連合婦人会会長
	白 川 武 夫	兵庫県連合自治会会長
	西 村 太 一	社団法人兵庫県防犯協会連合会会長
	水 越 浩 士	兵庫県商工会議所連合会会頭
	山 田 知	兵庫県市長会会長
監 事	速 水 順 一 郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長

（50音順）

第2号議案

会則の改定について

会則の改定について

1 趣旨

平成17年3月に制定した協議会会則について、平成18年4月に施行された地域安全まちづくり条例の基本理念等との整合を図るため、一部改定する。

2 改定の考え方

(1) 現行の協議会の目的等

平成17年3月に設立された協議会は、地域団体・事業者団体・行政機関等が協働して、地域社会の犯罪抑止機能を向上させる県民運動を展開する推進母体であり、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的としている。

(2) 地域安全まちづくり条例との整合

平成18年4月に施行された「地域安全まちづくり条例」では、安全で安心な兵庫を目指すためには、県民等が相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動、いわゆる「地域安全まちづくり活動」に取り組むことが必要であるとの理念が提唱された。

このため、県域での県民運動の推進母体である協議会が、条例の理念に沿って地域安全まちづくり活動を展開していくため、会則の一部を改定することとする。

【地域安全まちづくり条例抜粋】

(基本理念)

第1条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成(以下「地域安全まちづくり」という。)は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者(以下「県民等」という。)が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)に取り組むことにより、推進されなければならない。

「地域安全まちづくり活動」とは・・・

具体的には、防犯意識の啓発、防犯パトロールや子どもの見守りなどの防犯活動のほか、少年非行の防止、公共空間での悪質な落書きやゴミの不法投棄の防止、違法広告物や違法駐車排除など、犯罪を誘発するおそれのある行為を防止する活動を広く含む。

3 改定内容

条 文	現 行	改 定 案	理 由
第1条 (名称)	本会は、ひょうご防犯まちづくり推進協議会と称する。	本会は、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会と称する。	条例との整合を図る。
第2条 (事務所)	本会の事務所は、兵庫県県民政策部内に置く。	本会の事務所は、兵庫県企画県民部内に置く。	組織改正のため。
第3条 (目的)	本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等(以下「団体等」という。)が協働して、 <u>地域社会の犯罪抑止機能を向上させる</u> 県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。	本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等(以下「団体等」という。)が協働して、 <u>犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための</u> 県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。	条例との整合を図る。
第4条 (事業)	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>防犯まちづくり行動計画</u> を策定し、総合的な対策を推進すること。 (2) <u>防犯まちづくりの普及啓発</u> に関すること。 (3) <u>防犯まちづくりに関する</u> 情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>地域安全まちづくり行動計画</u> を策定し、総合的な対策を推進すること。 (2) <u>地域安全まちづくりの普及啓発</u> に関すること。 (3) <u>地域安全まちづくりに関する</u> 情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。	条例との整合を図る。
第21条 (事務局)	2 <u>事務局は、兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。</u> 3 <u>事務局長は、兵庫県県民政策部長をもって充てる。</u>	2 <u>事務局は、兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。</u> 3 <u>事務局長は、兵庫県政策担当部長をもって充てる。</u>	組織改正のため。
附則 (施行期日)		この会則は、 <u>平成20年6月2日</u> から施行する。	総会における議決日を記載。

改定後の会則案は、別紙のとおり。

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県企画県民部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等（以下「団体等」という。）が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域安全まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 地域安全まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域安全まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会員

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(加入)

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

(役員を選出)

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) その他本会の運営に関する重要事項に関すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(総会の決議方法)

第16条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(会長の専決)

第17条 総会の決議を要する事項のうち、第15条第2項第1号、第2号、第4号の事項につき、緊急を要するときは、会長は、事案持ち回りにより幹事会の承認を経て、専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、別表に掲げる団体等の代表者又は推薦者で構成し、本会の円滑な運営を図る。

2 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。

3 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

4 第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これら条文中「会長」とあるのは、「代表幹事」と、「本会」とあるのは、「幹事会」と、「役員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に要する費用は、委託金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会長は、毎会計年度終了後、すみやかに総会に事業報告及び収支報告をしなければならない。

第6章 解散

(解散)

第20条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決をもって解散する。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。
- 3 事務局長は、兵庫県政策担当部長をもって充てる。

第8章 補則

(細則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成17年3月8日から施行する。ただし第5章の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この会則の施行の日以後最初に開かれる幹事会は、第18条第3項の規定にかかわらず、兵庫県県民政策部長が招集する。

附 則

この会則は、平成20年6月2日から施行する。

別表

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会幹事会構成団体

兵庫県	兵庫県教育委員会
兵庫県警察本部	社団法人兵庫県建設業協会
兵庫県市長会	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
兵庫県商工会議所連合会	兵庫県商工会連合会
兵庫県消費者団体連絡協議会	兵庫県青少年団体連絡協議会
兵庫県駐車場協会連合会	兵庫県町村会
兵庫県PTA協議会	社団法人兵庫県防犯協会連合会
特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会	兵庫県連合自治会
兵庫県連合婦人会	神戸市婦人団体協議会

第3号議案

活動指針の改定について

活動指針の改定について

1 趣旨

平成17年12月に策定した協議会の「活動指針」について、「地域安全まちづくり条例」（平成18年4月施行）及びこれに基づく「地域安全まちづくり推進計画」（平成19年5月策定）との整合を図り、「地域安全まちづくり」の趣旨を反映した取組を効果的に展開するため、改定する。

2 改定の考え方

(1) 現行の活動指針の策定趣旨及び内容

活動指針は、協議会や各会員団体がそれぞれの立場に応じて自主的に取り組む防犯活動の向上を図るとともに、各団体が連携し、協働した取組を促進するため、活動の際の参考資料として策定したものであり、その内容は、「防犯」に特化したものとなっている。

【策定根拠】

ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則第4条第1号

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 防犯まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 防犯まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

会員の主体的な取組を促すために設置された協議会設立の趣旨を踏まえ、会員の自主性を尊重する観点から、「行動計画」ではなく「活動指針」とした。

(2) 地域安全まちづくり推進計画との整合

「地域安全まちづくり条例」に基づき、平成19年5月に策定された「地域安全まちづくり推進計画」は、条例の理念である「地域安全まちづくり活動」を推進するための県の支援施策を整理したものである。

このため、協議会及び各会員団体の取組が「地域安全まちづくり推進計画」と整合し、条例の理念に沿って、統一的、効果的に行われるよう活動指針を改定することとする。

3 改定内容

項目	現行指針	改定指針（案）	考え方
名称	ひょうご防犯まちづくり推進協議会活動指針	ひょうご地域安全まちづくり推進協議会活動指針	会則との整合
活動の体系	1 県民一人ひとりの防犯意識のかん養 2 地域・団体等の実情に応じた防犯活動の推進 3 子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実 4 防犯に配慮した生活環境の整備	1 地域安全まちづくり活動の推進 ・県民意識の高揚 ・地域ぐるみの活動の促進 2 子ども、高齢者等の安全確保 ・地域で取り組む見守り活動の推進 ・安全に関する対応能力の向上 ・豊かなこころの育成 3 防犯に配慮した施設の管理・整備 ・防犯に配慮した施設の管理等の取組 ・防犯に配慮した基盤の整備	「推進計画」との整合
取組内容	防犯に関する取組例を列挙	県の推進計画の取組内容を踏まえ、防犯活動のほか、子どもの健全育成、非行相談等、安全で快適な暮らしを実現するための取組例を幅広く追加	「推進計画」との整合

改定後の活動指針案は、別紙のとおり。

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会活動指針 (改定案)



平成20年6月

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

目次

第1 活動指針の改定に当たって

- 1 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域安全まちづくり条例の施行等・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 活動指針の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 目標、活動の3本柱

- 1 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 活動の3本柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3 取組内容

- 1 地域安全まちづくり活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 子ども、高齢者等の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 防犯に配慮した施設の管理・整備・・・・・・・・・・・・・・ 9

資料編

- 1 県下の犯罪情勢等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 地域安全まちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要・・・・・・・・ 19
- 4 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則・・・・・・・・ 21

第1 活動指針の改定に当たって

1 これまでの取組

(1) 協議会事業の取組

兵庫県においては、平成14年に戦後最悪の刑法犯認知件数を記録し、地域の防犯対策が重要な課題としてクローズアップされたことから、「地域の安全は地域自らが守ろう」を合言葉に、自治会等の地域団体や事業者その他の各種団体による活動が県内各地で展開されるようになりました。

そこで、警察その他の行政機関も含めて相互に連携し、県民ぐるみで取り組む必要があるとの共通認識のもと、当協議会は防犯に関する県民運動の推進母体として、平成17年3月8日に設立されました。

そして、協議会会員団体がそれぞれの立場に応じて具体的な取組を進める際の参考とするため、平成17年12月に「活動指針」を策定し、下記の主な事業に取り組んできました。

(参考：これまでの協議会の取組)

	主 な 事 業 内 容
17年度	防犯意識啓発ポスターの作成・配付 ホームページの開設 協議会シンボルキャラクターの公募・決定 地域安全まちづくりセミナーの開催 など
18年度	地域安全まちづくり活動事例集の作成・配付 協議会シンボルキャラクター「マモリン」を活用した啓発用品（ウインドフラッグ、ステッカー）の作成・配付 地域安全まちづくりセミナーの開催 など
19年度	ホームページのリニューアル 会員による地域安全まちづくり研修の支援 地域団体と事業者の連携モデルに関する調査研究 防犯学習シミュレーションCDの作成 地域安全まちづくりセミナーの開催 など

(2) 会員団体独自の取組

会員団体においても、地縁団体や教育関係団体による防犯パトロール、子どもの見守り活動、高齢者等を狙った悪質商法追放の取組等が展開されています。

また、事業者団体においては、子ども、女性等が犯罪に遭いそうになった場合に新聞販売所、ガソリンスタンドなどで保護する「110番の店」やタクシー、営業車両等の運転者が犯罪の現場等を目撃した場合等に被害者の保護・関係機関への通報を行う「110番の車」の取組等が盛んになっています。

参考：会員団体による取組の具体例（主なもの）

「こども110番の店（車）」の運用（県自動車整備振興会、県書店商業組合、県遊技業協同組合、県建設業協会等）

「防犯優良マンション認定制度」の運用（県防犯協会連合会、県防犯設備協会ほか）
安全で安心なインターネットの利用に関する講習会等の開催（県インターネット安全安心利用推進協議会）

店舗周辺道路における子どもの見守り活動の実施及び児童用防犯教育DVD等の作製・配付（県石油商業組合）

「ロックの日（6月9日）」における街頭キャンペーンの実施（日本ロックセキュリティ協同組合兵庫支部）

2 地域安全まちづくり条例の施行等

(1) 地域安全まちづくり条例の施行

各地で安全確保に向けた取組が行われる中、こうした取組を地域ぐるみの県民運動として持続可能なものとするため、兵庫県は、県民、地縁団体等及び事業者が互いに連携し、「地域安全まちづくり活動」に取り組むことにより、安全で安心な兵庫の実現をめざすことを基本理念に、各主体の役割等を定めた「地域安全まちづくり条例」を制定し、平成18年4月に施行しました。

（「地域安全まちづくり活動」：犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動）

(2) 地域安全まちづくり推進計画の策定

地域安全まちづくり条例において、県の責務として、県民、地縁団体等及び事業者の皆さんの活動を支援することが明確化され、併せて県の支援施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定めることが明記されました。

このため、県は、平成19年5月、「地域安全まちづくり活動の支援」「子ども、高齢者等の安全確保の支援」「防犯に配慮した施設の管理・整備の支援」を3本柱に、目標や具体的な支援策を整理した「地域安全まちづくり推進計画」（計画期間：平成19年度～21年度）を策定しました。

3 活動指針の改定

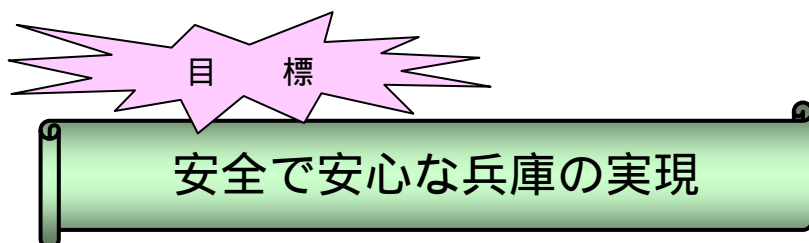
協議会及び各会員団体における取組が、「地域安全まちづくり条例」及び「地域安全まちづくり推進計画」の理念や活動の方向との整合性を確保することにより、一層効果的に展開されるよう、この度、活動指針を改定することとしました。

今後は、新たな活動指針を参考に、これまで会員団体が蓄積してきた知識やノウハウを共有し、相互に連携した取組を展開していくことが求められています。

第2 目標、活動の3本柱

1 目標

協議会及び各会員団体は、地域安全まちづくり活動に関する多様な取組の展開を通じて、以下に掲げる目標の達成を目指します。

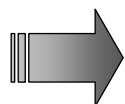


2 活動の3本柱

協議会及び各会員団体は、以下に掲げる3つの柱に沿って、地域安全まちづくり活動を実施可能なものから展開していきます。

第1の柱

地域安全まちづくり活動の推進



安全で安心な日常生活を送るためには、まず、県民一人ひとりが平素から犯罪の被害に遭わないよう心掛け、「自分の安全は自ら守る」という意識を持ち続けることが大切です。

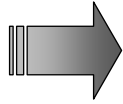
このため、会員団体関係者はもとより、広く県民に向けて、多様な手段を活用して防犯情報、犯罪情報の提供に努めるほか、各種キャンペーンの実施等を通じて地域安全まちづくり活動に対する県民意識の高揚に取り組みます。

さらに、「地域の安全は地域が自ら守る」という高い意識を持ち、地域社会を構成する多様な主体（県民、各種団体、事業者、行政・警察）が参画し、協働していくことが不可欠です。

このため、取組に必要な知識やノウハウ等の習得に努め、これらを会員団体や協議会が共有し、地域や団体の実情に応じた活動を推進します。

第2の柱

子ども、高齢者等の安全確保



最近、学校や通学路等において、子どもが犯罪に巻き込まれ、被害者となる悲しい事件が発生し、家族はもとより地域社会にも大きな衝撃を与えています。

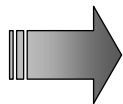
一方で、我々の周りに有害・危険な情報があふれ、子どもの規範意識の低下、少年非行の多発につながっているのではないかと考えられます。

さらに、高齢者などが悪質商法等により多額の損失を被る事例が各地で発生し、大きな問題になっています。

このため、子ども、高齢者等を見守る活動や子どもの規範意識を高める教育を推進するなど、子どもや高齢者等の安全確保に向けた取組の充実に努めます。

第3の柱

防犯に配慮した施設の管理・整備



近年、中高層マンションが多くなるなかで、多くの死角空間が生み出されています。

また、ピッキングなどの新たな犯罪手口の出現により、安全性が高いとされてきた集合住宅でも空き巣被害が増えています。

さらに、防犯に配慮して設計されなかった道路や公園等の都市施設が犯罪の機会をつくり出してきた面も見逃すことができません。

このため、住宅、商店等の事業用施設、道路、公園等の設計・管理に当たっては、防犯の視点を取り入れ、ハード面から犯罪のおこりにくい安全で快適な生活環境の整備を進めます。

第3 取組内容

協議会及び会員団体は、以下の取組例を参考に、実施可能なものから実行していくこととします。

1 地域安全まちづくり活動の推進

犯罪・防犯情報の提供、自主防犯意識の高揚、犯罪被害者等に対する理解促進を通じて、県民一人ひとりの地域安全まちづくり活動に対する意識の高揚を図ります。

また、地域における自主防犯組織の結成・活動促進、様々な主体による活動の促進、地域のリーダーたる人材の養成等により、地域ぐるみの活動の促進を図ります。

取組項目		取 組 例	主な実施主体
県民意識の高揚	犯罪情報・防犯情報の提供	・ 地域防犯ニュース等の発行、地域住民への周知（回覧板、掲示板等の活用）	防犯活動団体、県（知事・警察）、市町
		・ 携帯電話のメール機能やホームページを活用した防犯・犯罪情報の提供	県（警察）、防犯活動団体、協議会
		・ 社内報、業界紙における防犯・犯罪情報の提供	事業者、事業者団体
		・ 悪質商法等の未然防止を図るための情報紙等の発行 ・ 消費生活に関する知識を習得するための講座等の開催	消費者団体、県（知事）、市町
	自主防犯意識の高揚	・ 防犯意識啓発ポスター、パンフレット等の作成・配付 ・ 情報紙、ホームページを活用した防犯対策等の紹介 ・ 防犯教室、講習会等の開催 ・ 防犯に関する各種キャンペーンの実施 ・ 防犯イベント、大会等の開催・参画	防犯活動団体、県（知事・警察）、市町、協議会
		・ 事業所の従業員向け防犯意識啓発の充実	事業者、事業者団体
		・ 地域団体その他各種団体の諸活動の機会を活用した防犯意識の啓発 ・ 各家庭における防犯意識を高めるための取組への支援	地域団体その他の会員団体

	犯罪被害者等に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等に対する情報提供、相談及び各種支援の実施 県民向けシンポジウム、啓発キャンペーン等の実施 	犯罪被害者等支援団体、県（知事・警察）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等を支援する民間団体の活動支援 	県（知事・警察）、市町
	地域における自主防犯組織の結成・活動促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防犯活動団体を立ち上げるノウハウ等の提供 活動マニュアルの作成・配付 先進事例の紹介など活動ノウハウの提供 活動に関する専門知識を有する者の派遣 	防犯活動団体、県（知事・警察）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯を装着した自動車によるパトロールへの支援 	県（警察）
	自主防犯組織間の交流と連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯組織が相互に連携して取り組む協働事業への支援 小学校区域等における活動拠点の確保 仲間づくりに役立つ情報の提供 	県（知事）、市町
	様々な主体による活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯に関する相談体制の充実 活動に必要な資金調達の支援 	防犯活動団体、県（知事）、市町
地域ぐるみの活動の促進		<ul style="list-style-type: none"> 地域内の夜間パトロールの実施 危険箇所の点検 	地域団体等、防犯活動団体
		<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動の実施 互いに見守りあう声掛け運動の推進 	地域団体等
		<ul style="list-style-type: none"> 従業員等に対する防犯教育の実施 防犯訓練の実施 事業所が所在する地域の自主防犯組織等との連携、活動支援 	事業者、事業者団体
		<ul style="list-style-type: none"> 深夜の営業時間帯における複数従業員の確保 	深夜営業事業者
		<ul style="list-style-type: none"> 警察等への緊急通報体制の確立 	金融事業者、深夜営業事業者
		<ul style="list-style-type: none"> 警備員等による店舗内の巡回強化 	有店舗型事業者
		<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所等の通報 犯罪の被害に遭った県民の保護・通報 	配達業務事業者
		<ul style="list-style-type: none"> インターネット犯罪対策の強化 	情報・通信サービス事業者

	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関のネットワーク化の促進 地域の防犯上の課題解決に向けた協働事業の実施 	県(知事・警察)、市町、各種団体、事業者等
地域のリーダーたる人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> 活動リーダー向け研修会等の開催 	防犯活動団体、県(知事・警察)、市町
	<ul style="list-style-type: none"> 地域において地域安全まちづくり活動を先導する推進員への支援 	県(知事)、市町防犯活動団体
活動に貢献した個人・団体への表彰	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な活動を行った県民・団体等に対する表彰等 	県(知事・教育委員会・警察)、市町、協議会

2 子ども、高齢者等の安全確保

地域協働による子どもの安全確保、子どもの健全育成に適した環境づくり、家庭等における安全の確保を通じて、子どもや高齢者等を地域で見守る活動を推進します。

また、気軽に相談できる場づくりや自らを守る術を身につける学習機会の提供を通じて、安全に関する対応能力の向上を図ります。

さらに、非行防止活動を推進するとともに、学校や家庭において道徳観を養う取組を進め、子どもの豊かなこころを育成する取組を推進します。

取組項目	取組例	主な実施主体
地域で取り組む見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 通学路等の安全確認 通学路等における見守り活動の実施 	地域団体等、教育関係団体
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る110番の家(店)等の子どもの安全・安心拠点の確保 	地域団体等、事業者、事業者団体
	<ul style="list-style-type: none"> 学校等施設内の安全確認 学校等への不審者侵入防止対策の強化 警察等への緊急通報体制の確立 学校安全に関する指導員及びボランティアを活用した学校安全体制の整備 学校等の安全確保に関するマニュアル等の策定 	学校等、県(教育委員会)
	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを地域で支えるしくみの充実 	地域団体等、県(知事)、市町

	子どもの健全育成に適した環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみで青少年を守り育てる運動の推進 子育ての悩みを解決するための情報交換の拠点づくり 子どもたちが自由な発想でのびのびと遊べる場づくり 中・高校生などが仲間と交流できる居場所づくり 	青少年健全育成団体、地域団体等、事業者団体、県（知事・教育委員会）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域が連携して子どもの安全確保などの課題を解決するしくみの構築 インターネットの有害サイトから子どもを守る取組の推進 	県（教育委員会）、市町、地域団体等
			情報・通信サービス事業者、青少年健全育成団体、県（知事・教育委員会）、市町
	家庭等における安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭での子どもの防犯教育への支援 高齢者を見守る活動の実施 高齢者を狙った犯罪に関する情報の提供 	地域団体等、教育関係団体、県（知事・教育委員会）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等からの暴力（DV）被害対策の推進 	県（知事・警察）、市町
安全に関する対応能力の向上	気軽に相談できる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの悩みを受け止める相談の実施 少年非行に関する相談の実施 	青少年健全育成団体、県（知事・教育委員会・警察）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制の充実 	消費者団体、県（知事）、市町
	自らを守る術を身につける学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 防犯訓練の実施 「地域安全マップ」の作製等の防犯教育の充実 	学校等、地域団体、県（知事・教育委員会）、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 悪質商法に関する情報の提供 	消費者団体、県（知事・警察）、市町
豊かなこころの育成	非行防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 有害環境浄化運動の強化 子どもの健全育成を担うリーダーの育成やボランティア団体への支援 	県（知事・警察）、市町、地域団体等
		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの深夜外出を抑制するための帰宅を促す声掛けの実施 	深夜営業事業者
		<ul style="list-style-type: none"> 有害図書類等の販売方法の適正化 	書籍販売事業者

学校、家庭等における道徳観等の育成	<ul style="list-style-type: none"> 規範意識を高める教育の充実 	学校等、県（教育委員会）
	<ul style="list-style-type: none"> 自然や社会を体験する活動を通じた道徳観等を育む教育の推進 	学校等、県（教育委員会）地域団体、事業者
	<ul style="list-style-type: none"> 集団生活を通じた若者の自立支援、健全育成の場づくり 命の大切さなどを学ぶ環境学習の推進 	県（知事・教育委員会）

3 防犯に配慮した施設の管理・整備

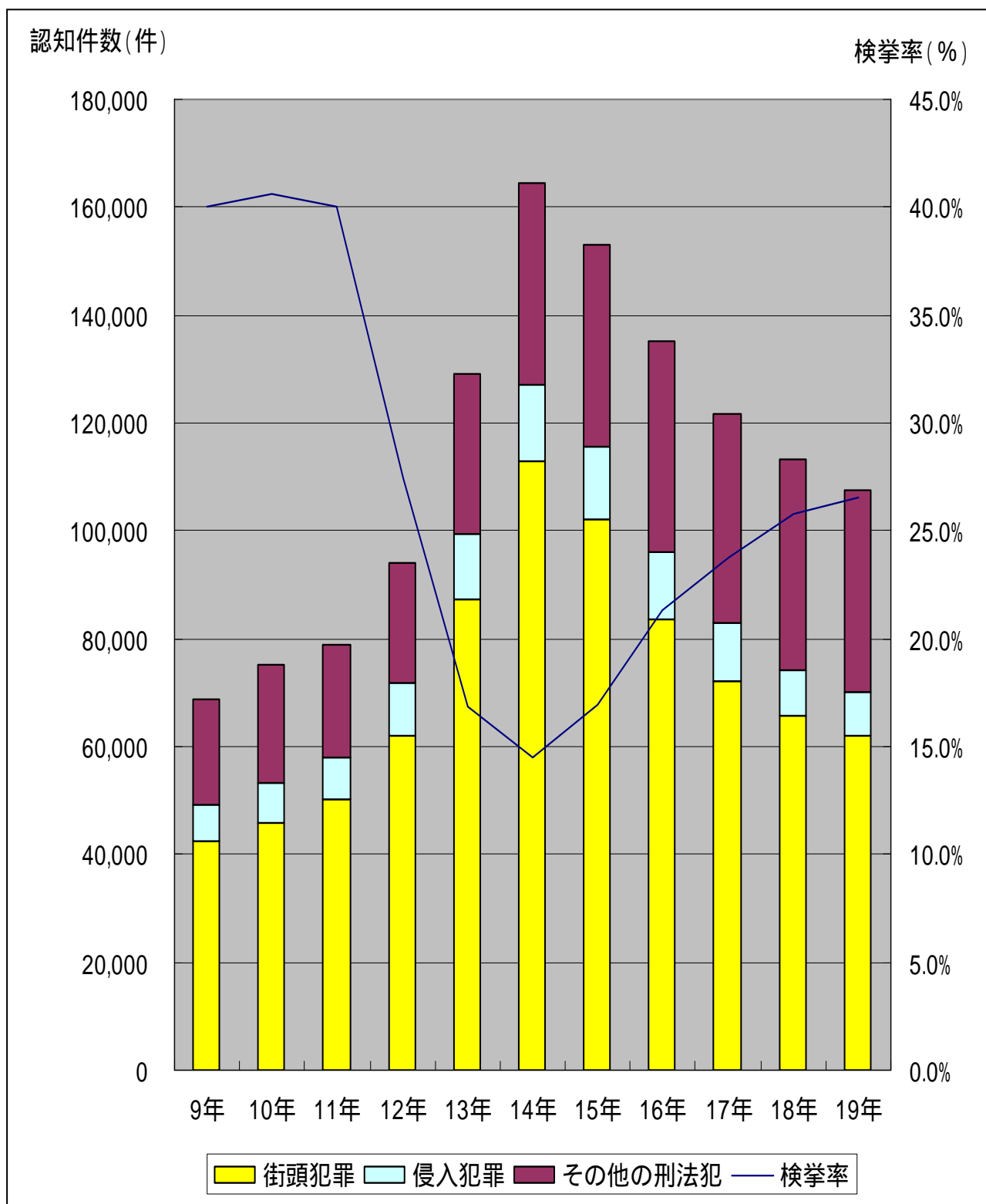
犯罪の防止と犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化を推進するため、施設等を適切に管理するとともに、防犯に配慮したまちの基盤整備等を進めます。

取組項目	取 組 例	主な実施主体
防犯に配慮した施設の管理等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の防犯診断の実施 地域における危険箇所の把握 門灯点灯運動の推進 	地域団体等、防犯設備事業者
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の確実な施錠の呼びかけ 空地、空家の把握と所有・管理者に対する適切な管理の呼びかけ 地域ぐるみでゴミの不法投棄を防止する取組の推進 	地域団体等、県（知事・警察）、市町、防犯活動団体
	<ul style="list-style-type: none"> 店舗、事務所等の防犯診断の実施 	事業者、防犯設備事業者
	<ul style="list-style-type: none"> 夜間機械警備システムの導入 店舗等における防犯カメラの設置 自動販売機、A T M等の防犯対策の強化 	警備事業者、防犯設備事業者その他の事業者
	<ul style="list-style-type: none"> 繁華街における落書き消しやゴミの不法投棄防止運動の展開 路上駐車等防止の呼びかけ 違法な屋外広告物を撤去する活動の促進 	地域団体等、事業者団体、県（知事・警察）、市町
	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な客引き等の迷惑行為を排除する取組の推進 	地域団体等、事業者団体、県（警察）

防犯に配慮した基盤の整備	まちの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備 	県(知事)、市町
		<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯の整備促進 	市町
		<ul style="list-style-type: none"> 防犯に配慮したマンションを認定する制度の運用 	防犯活動団体、防犯設備事業者、住宅関係団体
	防犯に配慮した製品等の普及	<ul style="list-style-type: none"> 防犯性能の高い住宅の普及促進 防犯性能の高い錠前、窓ガラス等の普及促進 	住宅事業者、防犯設備事業者、防犯活動団体
		<ul style="list-style-type: none"> 自転車防犯登録制度の普及促進 自動車及び自動二輪車の盗難を防止する制度の普及促進 	自動車等販売事業者
		<ul style="list-style-type: none"> 自動車、自動二輪車、自転車の盗難等を防止する装置の普及促進 	自動車部品等製造事業者

1 県下の犯罪情勢等

(1) 刑法犯認知件数等の推移



(2) 街頭犯罪・侵入犯罪の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
刑法犯総数 a	68,685	75,166	78,857	94,150	129,197	164,445	153,080	135,119	121,539	113,320	107,378
指数	100	109	115	137	188	239	223	197	177	165	156
検挙件数 b	27,477	30,556	31,581	25,844	21,799	23,803	25,973	28,817	28,846	29,238	28,461
検挙率 c =b/a	40.0%	40.7%	40.0%	27.4%	16.9%	14.5%	17.0%	21.3%	23.7%	25.8%	26.5%
街頭・侵入犯罪 d =e+f	49,100	53,250	57,933	71,788	99,525	127,152	115,467	95,913	82,942	74,012	70,133
指数	100	108	118	146	203	259	235	195	169	151	143
刑法犯総数に占める割合 d/a	71.5%	70.8%	73.5%	76.2%	77.0%	77.3%	75.4%	71.0%	68.2%	65.3%	65.3%
街頭犯罪 e	42,379	45,983	50,185	61,985	87,420	112,759	102,195	83,476	72,159	65,670	61,974
指数	100	109	118	146	206	266	241	197	170	155	146
路上強盗	28	48	48	75	99	146	175	123	135	144	156
強制わいせつ	69	86	202	236	338	416	371	337	349	448	383
ひったくり	1,049	1,584	2,345	2,559	2,966	4,231	4,010	2,614	1,972	1,872	2,006
車上ねらい	7,839	8,239	9,398	13,694	17,834	23,574	20,940	15,173	13,049	10,421	8,540
自販機ねらい	4,492	6,441	7,806	7,638	7,552	8,205	5,730	3,198	3,030	2,084	2,016
自動車盗	1,454	1,681	1,775	2,514	3,142	3,969	3,415	2,696	2,507	1,810	1,969
オートバイ盗	13,884	14,763	15,478	17,312	20,692	17,165	13,807	10,630	7,818	7,098	6,214
自転車盗	11,726	11,238	11,274	13,971	20,299	28,549	28,064	25,832	22,488	21,965	21,912
部品ねらい	1,562	1,637	1,635	2,889	5,660	7,965	7,439	6,513	6,055	5,332	5,247
器物損壊等	276	266	224	1,097	8,838	18,539	18,244	16,360	14,756	14,496	13,531
侵入犯罪 f	6,721	7,267	7,748	9,803	12,105	14,393	13,272	12,437	10,783	8,342	8,159
指数	100	108	115	146	180	214	197	185	160	124	121
空き巣	2,967	3,190	3,450	4,630	5,473	7,138	6,893	6,882	5,874	4,841	4,648
忍込み	1,165	968	1,001	1,085	1,200	1,492	1,109	1,016	1,123	803	983
金庫破り	140	162	217	358	500	481	500	359	280	175	198
事務所荒し	1,224	1,488	1,455	1,980	2,657	2,517	2,013	2,110	1,565	1,145	1,106
出店荒し	1,225	1,459	1,625	1,750	2,275	2,765	2,757	2,070	1,941	1,378	1,224

2 地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 地域安全まちづくり活動（第7条 - 第10条）

第3章 地域安全まちづくり活動への支援（第11条 - 第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まれなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

（県民の役割）

第2条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）において、その健全育成に努めるものとする。

3 県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地縁団体等の役割）

第3条 地縁団体、ボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民

及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

- 3 地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。
- 3 県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

(県民等、県及び市町の相互の連携)

第6条 県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第2条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

- 2 県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。
- 3 県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第2章 地域安全まちづくり活動

(地域安全まちづくり活動)

第7条 県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。
 - (1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進
 - (2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及
- 3 事業者は、従業者に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(子ども、高齢者等の安全確保)

第8条 子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校の設置者等」という。)は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動
 - (2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育
 - (3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育
- 2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者(以下「高齢者等」という。)の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に

対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識の醸成に努めなければならない。

(防犯に配慮した施設の管理等の取組)

第9条 住宅、店舗その他の施設(以下「住宅等」という。)を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものと努めなければならない。

2 空地进行を所有し、又は管理する者は、当該空地进行を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業員に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

4 深夜(午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗(以下「深夜営業店舗」という。)への防犯のための設備の設置、深夜における従業員の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

5 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域(以下「繁華街」という。)において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

(防犯に配慮した基盤の整備)

第10条 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものと努めなければならない。

2 道路、公園、駐車場その他の施設(以下「道路等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものと努めなければならない。

3 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

(地域安全まちづくり活動への支援)

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。

(2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。

(4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。

(5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

(推進計画の策定)

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(指針の策定)

第13条 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

- (2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針
 - (3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針
 - (4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の指針について準用する。

(地域安全まちづくり推進員の設置)

第14条 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員(以下「推進員」という。)を委嘱するものとする。

- 2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 県は、国及び犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)による被害を受けた者等(以下「犯罪被害者等」という。)を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

(その他の地域安全まちづくり施策)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第4章 雑則

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 2 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり 審議会	地域安全まちづくり条例(平成18年兵庫県条例第3号)による地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務
------------------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第54号を次のように改める。

(54)地域安全まちづくり審議会

別表第1男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり 審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2男女共同参画審議会の委員の項の次に次のように加える。

地域安全まちづくり審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-----------------	---------------------

地域安全まちづくり条例の構成

前文

(現状)

(貴重な経験の積み重ね)

(今後の展開方策)

(目標)

県民生活に身近なところで犯罪が多発 地域における県民の取組が活発化

県民相互の助け合い・連携

阪神・淡路大震災において、県民等が連携する豊かな地域社会こそが安全で安心な地域社会を支えていることを再確認

地域社会を構成する様々な主体の相互連携による活動の推進

安全で安心な兵庫の実現

第1章 総則

基本理念(第1条)

犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動(地域安全まちづくり活動)の推進

県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成(地域安全まちづくり)

県民の役割(第2条)

活動の実施等
子どもの健全育成

地縁団体等の役割(第3条)

活動の企画、助言等

事業者の役割(第4条)

活動の実施等

県の責務(第5条)

総合的な施策実施
市町に対する支援

県民等、県及び市町の相互の連携(第6条)

県民等及び県の連携、県及び市町の連携、総合的な推進体制の整備

第2章 地域安全まちづくり活動

地域安全まちづくり活動(第7条)

防犯の知識等の習得、地域内の巡回等(県民)
県民と事業者が連携した活動の企画等(地縁団体等)
従業者に対する防犯教育等(事業者)

子ども、高齢者等の安全確保(第8条)

子どもの安全確保のための巡回、防犯教育等
学校・通学路等における防犯設備の設置等
高齢者等への防犯の知識等の普及等

防犯に配慮した施設の管理等の取組(第9条)

住宅等の構造・設備・管理方法
事業所における防犯責任者の設置
深夜営業店舗の防犯設備設置等の措置

防犯に配慮した基盤の整備(第10条)

住宅、道路等の防犯に配慮した整備

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

地域安全まちづくり活動への支援(第11条)

地域安全まちづくり活動への県の支援施策
知事、教育委員会、公安委員会の相互連携

推進計画の策定(第12条)

県が行う支援施策展開のための計画策定

指針の策定(第13条)

「子どもの安全確保」「住宅及び住宅団地」
「深夜営業店舗」「道路等」の指針策定

地域安全まちづくり推進員の設置(第14条)

推進員の委嘱(知事)及びその職務等

犯罪被害者等に対する支援(第15条)

情報提供、相談その他の支援の実施

その他の地域安全まちづくり施策(第16条)

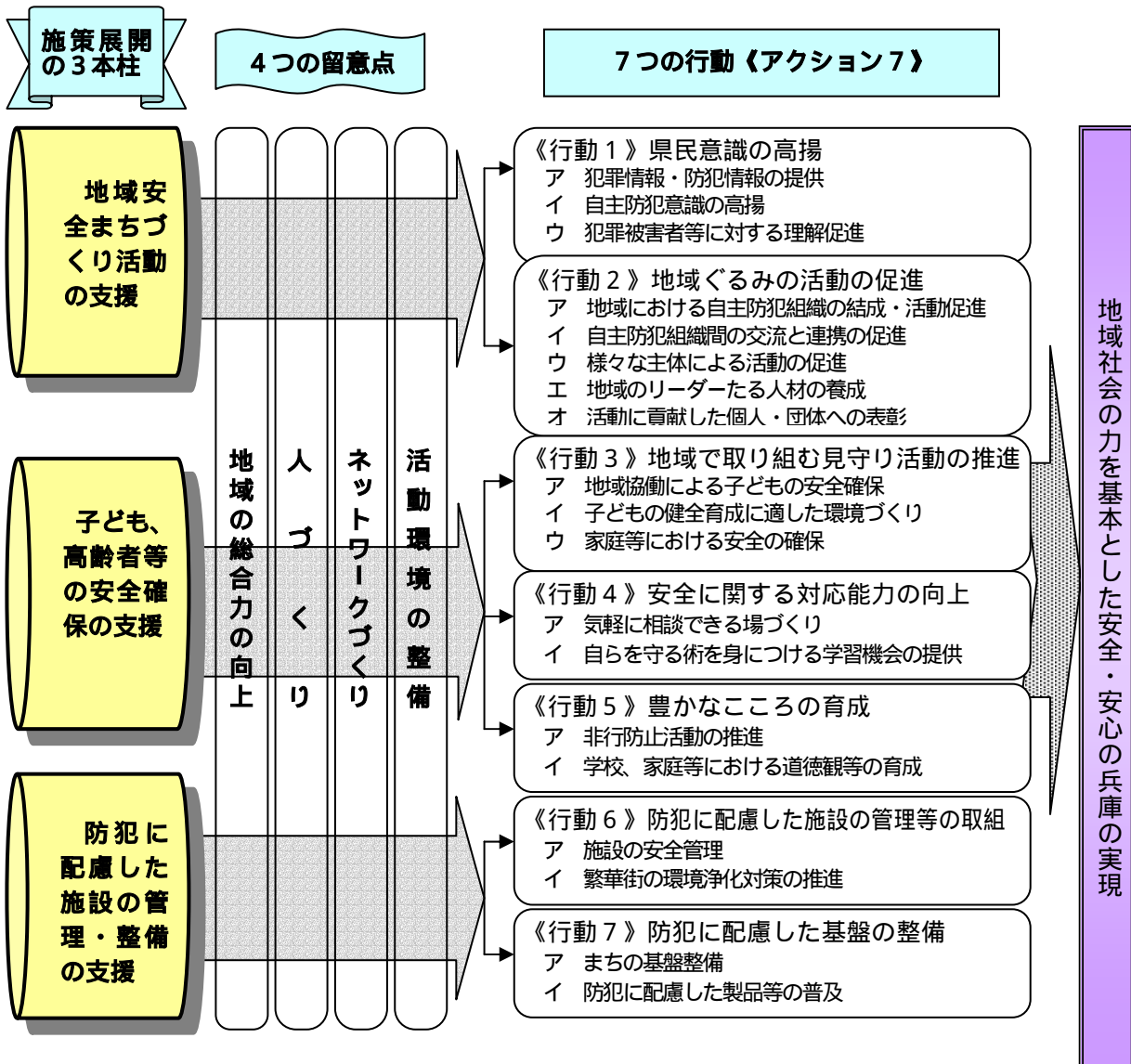
支援

第4章 雑則

補則(第17条)

知事、教育委員会、公安委員会の規則への委任

地域安全まちづくり推進計画の構成



計画期間	平成19年度から21年度まで（3年間）
目標設定	<p>成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法犯認知件数の減少 今後3年間（平成21年まで）で20%減少 ・ 安全・安心な地域環境の創造の認識の向上 今後3年間（平成21年まで）で、安全・安心なまちづくり活動や地域環境の整備が進んでいると認識している県民の割合の20%増加 <p>活動指標</p> <p>まちづくり防犯グループの結成数、地域安全まちづくり推進員の委嘱者数 など</p>

3 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要

1 目的

地域団体、事業者団体、行政機関等が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

2 設立年月日

平成17年3月8日

3 役員

	氏名	所属団体・役職
会長	井戸敏三	兵庫県知事
副会長	足立理秋	兵庫県町村会会長（神河町長）
	太田裕之	兵庫県警察本部長
	北野美智子	兵庫県連合婦人会会長
	白川武夫	兵庫県連合自治会会長
	西村太一	社団法人兵庫県防犯協会連合会会長
	水越浩士	兵庫県商工会議所連合会会頭
監事	山田知	兵庫県市長会会長（西宮市長）
	速水順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長

4 会員

107団体

5 事業内容

- (1) 地域安全まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 地域安全まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域安全まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

（主な事業実績）

17年度	「活動指針」の策定、啓発ポスターの作成、シンボルキャラクターの公募
18年度	活動事例集の作成、啓発用品（ウインドフラッグ、ステッカー）の作成
19年度	ホームページのリニューアル、会員による地域安全まちづくり研修の支援、地域団体と事業者の連携モデルに関する調査研究、防犯学習シミュレーションCDの作成

上記のほか、会報の発行、研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催等を実施

6 予算

委託金、補助金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

7 事務局

兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課（事務局長：兵庫県政策担当部長）

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会員名簿

兵庫県愛育連合会	兵庫県町村教育長会
兵庫県いずみ会	兵庫県鉄道事業者・警察連絡協議会
兵庫県インターネット安全安心利用推進協議会	社団法人兵庫県電業協会
兵庫県カラオケスタジオ協会	兵庫県特別支援学校PTA連合協議会
兵庫県教育委員会	兵庫県特別支援教育諸学校長会
兵庫県漁業協同組合連合会	兵庫県都市教育長協議会
兵庫県軽自動車協会	社団法人兵庫県バス協会
社団法人兵庫県警備業協会	兵庫県PTA協議会
兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会	兵庫県BBS連盟
社団法人兵庫県建設業協会	兵庫県百貨店協会
社団法人兵庫県建築士会	兵庫県病院協会
社団法人兵庫県建築士事務所協会	財団法人兵庫県婦人共励会
兵庫県建築設計監理協会	社団法人兵庫県保育協会
兵庫県更生保護女性連盟	社団法人兵庫県防犯協会連合会
兵庫県国公立幼稚園長会	特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会
兵庫県国公立幼稚園PTA連絡協議会	兵庫県保護司会連合会
社団法人兵庫県子ども会連合会	社団法人兵庫県民間病院協会
兵庫県古物商組合連合会	兵庫県民生委員児童委員連合会
兵庫県ゴルフ場防犯対策協議会	兵庫県遊技業協同組合
兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会	兵庫県立高等学校長協会
兵庫県質屋組合連合会	兵庫県立高等学校PTA連合会
兵庫県市長会	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合
社団法人兵庫県自転車防犯登録会	兵庫県連合自治会
社団法人兵庫県自動車整備振興会	兵庫県連合婦人会
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	財団法人兵庫県老人クラブ連合会
兵庫県小学校長会	株式会社Kiss-FM KOBE
兵庫県商工会議所連合会	社団法人神戸銀行協会
兵庫県商工会連合会	神戸市子ども会連合会
兵庫県商店連合会	社団法人神戸市私立保育園連盟
兵庫県少年補導員連絡協議会	神戸市PTA協議会
兵庫県消費者団体連絡協議会	神戸市婦人団体協議会
兵庫県書店商業組合	社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会
兵庫県市立高等学校長会	神戸市立高等学校PTA連合会
兵庫県私立小学校連合会	社団法人神戸市老人クラブ連合会
兵庫県私立中学高等学校連合会	株式会社神戸新聞社
社団法人兵庫県私立幼稚園協会	神戸保護観察所
社団法人兵庫県信用金庫協会	特定非営利活動法人こうべユースネット
社団法人兵庫県信用組合協会	株式会社サンテレビジョン
兵庫県信用農業協同組合連合会	社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
兵庫県森林組合連合会	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ神戸支部
兵庫県生活協同組合連合会	社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫県
兵庫県青少年団体連絡協議会	社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
兵庫県青少年補導委員連合会	財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部
兵庫県青少年補導センター連絡協議会	日本放送協会神戸放送局
兵庫県青少年を守る店連絡協議会	日本ロックセキュリティ協同組合兵庫支部
社団法人兵庫県精神科病院協会	社団法人ひょうごツーリズム協会
兵庫県石油商業組合	特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター
社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会	郵便事業株式会社神戸支店
兵庫県損害保険防犯対策協議会	株式会社ラジオ関西
社団法人兵庫県タクシー協会	
社団法人兵庫県宅地建物取引業協会	
兵庫県中学校長会	
兵庫県中古自動車販売協会	
兵庫県駐車場協会連合会	
兵庫県中小企業団体中央会	
兵庫県町村会	
	【事務局】
	兵庫県
	兵庫県警察本部
	(平成20年3月31日現在107団体)

4 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県企画県民部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等（以下「団体等」という。）が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域安全まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 地域安全まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域安全まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会員

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(加入)

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

(役員を選出)

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) その他本会の運営に関する重要事項に関すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(総会の決議方法)

第16条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(会長の専決)

第17条 総会の決議を要する事項のうち、第15条第2項第1号、第2号、第4号の事項につき、緊急を要するときは、会長は、事案持ち回りにより幹事会の承認を経て、専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、別表に掲げる団体等の代表者又は推薦者で構成し、本会の円滑な運営を図る。

2 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。

3 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

4 第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これら条文中「会長」とあるのは、「代表幹事」と、「本会」とあるのは、「幹事会」と、「役員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に要する費用は、委託金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 会長は、毎会計年度終了後、すみやかに総会に事業報告及び収支報告をしなければならない。

第6章 解散

(解散)

第20条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決をもって解散する。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。

3 事務局長は、兵庫県政策担当部長をもって充てる。

第8章 補則

(細則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成17年3月8日から施行する。ただし第5章の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この会則の施行の日以後最初に開かれる幹事会は、第18条第3項の規定にかかわらず、兵庫県県民政策部長が招集する。

附 則

この会則は、平成20年6月2日から施行する。

別表

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会幹事会構成団体

兵庫県 兵庫県警察本部 兵庫県市長会 兵庫県商工会議所連合会 兵庫県消費者団体連絡協議会 兵庫県駐車場協会連合会 兵庫県PTA協議会 特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会 兵庫県連合婦人会	兵庫県教育委員会 社団法人兵庫県建設業協会 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 兵庫県商工会連合会 兵庫県青少年団体連絡協議会 兵庫県町村会 社団法人兵庫県防犯協会連合会 兵庫県連合自治会 神戸市婦人団体協議会
--	--

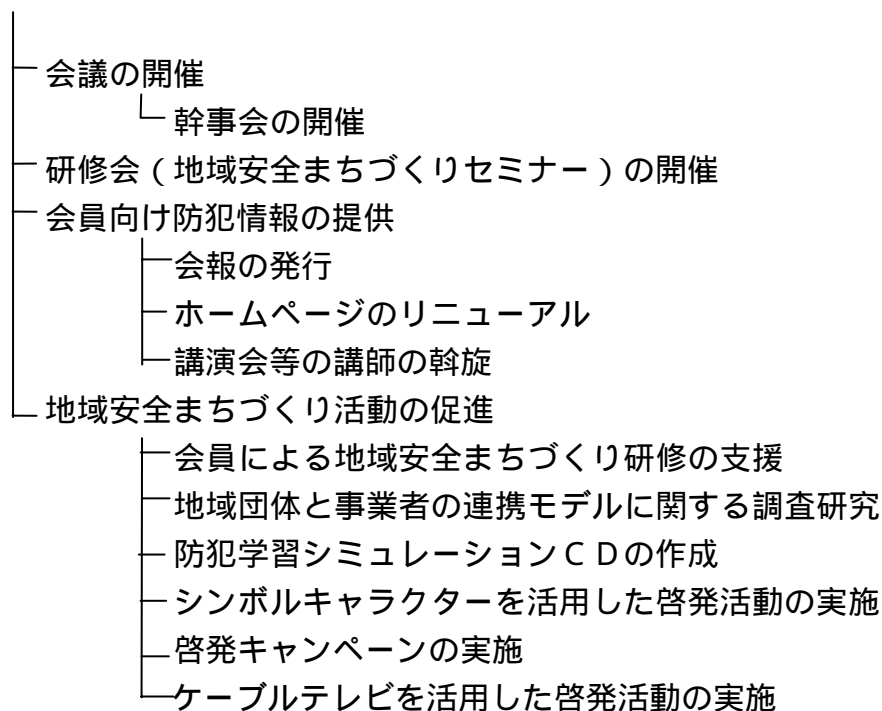
第4号議案

平成19年度事業報告及び収支決算について

平成19年度事業報告及び収支決算について

1 平成19年度事業報告

(1) 平成19年度事業体系



(2) 事業実施内容

ア 会議の開催

幹事会

開催日：平成19年6月28日（木）

場 所：兵庫県警察本部別館13階会議室

内 容：平成18年度事業報告及び収支決算、平成19年度事業計画及び収支予算の一部変更



イ 研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催

地域団体と事業者等が相互に連携した地域安全まちづくり活動の活性化に向けて、各地で先進的な取組を進めている活動家等を招いたパネルディスカッションを開催し、地域の様々な主体が連携した先進的な活動事例等を学習する機会を提供した。

開催日：平成20年3月12日（水）
 場 所：兵庫県公館
 参加者：約300名（協議会会員、まちづくり防
 犯グループ代表者及び一般県民）



【研修会の内容（パネルディスカッション）】

テーマ：「地域団体と事業者が連携した地域安全まちづくり活動」
 コーディネーター：山下 淳（同志社大学大学院教授、地域安全まちづくり審議会会長）
 パネラー：長岡 篤史（兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会事務局）
 橋本 英樹（広島県八幡東防犯パトロール隊「イエローレモン隊」隊長）
 高橋 憲志（岡山県塗装倶楽部代表）

ウ 会員向け防犯情報の提供

(ア) 会報の発行

	発行日	内 容
第5号	6月29日	平成19年度新規事業について 地域安全まちづくり条例に基づく「推進計画」と「指 針」を策定 シンボルキャラクターを活用した啓発用品の作成 社団法人兵庫県建設業協会の取組紹介 など
第6号	3月21日	地域団体と事業者が連携した地域安全まちづくり活動 事例調査報告書を作成 新ホームページをオープン 防犯学習シミュレーションCDの作成 兵庫のまつり～ふれあいフェスティバル2007～ 兵庫県石油商業組合の取組紹介 など

(イ) ホームページのリニューアル

平成18年度に受納した寄附金を活用して、
 ホームページを全面的にリニューアルし、シ
 ンボルキャラクター「マモリン」を活用した
 デザイン性の高いページを作成し、協議会の
 イメージアップを図るほか、会員団体その他
 の団体による先進的な取組の紹介など、提供
 する情報の充実を図った。



また、メールやFAXを一斉に送信できる機能を付加し、会員団体に対して最
 新の防犯・犯罪情報などを提供できるシステムを構築した。

【ホームページアドレス】 <http://hyogo.bouhan-suishin.gr.jp>

(ウ) 講演会等の講師の斡旋

会員が自主的に実施する講演会・防犯教室等の開催を支援するため、防犯に関する学識者、実践活動家等の講師を紹介した。

エ 地域安全まちづくり活動の促進

(ア) 会員による地域安全まちづくり研修の支援

平成18年度に受納した寄附金を活用して、協議会会員団体が傘下の団体を対象に「地域安全まちづくり」に関する研修会等を開催する取組を支援するため、研修会等の講師謝金相当額を補助（19年度：2件）し、県民ぐるみの地域安全まちづくり活動の促進を図った。

(イ) 地域団体と事業者の連携モデルに関する調査研究

全国の活動事例の中から、地域団体と事業者が連携して取り組み、優れた効果を上げている7事例について、活動を始めたきっかけ、課題解決に至った経緯、成功の要因等についての詳細な調査・研究を行い、その成果を本県における連携の取組のモデルとして調査報告書(1,000部)にとりまとめ、会員団体その他の活動グループなどに配布したほか、協議会ホームページを通じて紹介した。



【調査報告書】

(ウ) 防犯学習シミュレーションCDの作成

兵庫県遊技業協同組合からの寄附金を活用して、小学校低学年を対象としたパソコン用の防犯学習シミュレーションCD(2,500枚)を作成し、県内の小学校等に配付するとともに、協議会ホームページ上でも公開し、子ども自らが危険を回避することを学ぶ機会を提供した。

【防犯学習シミュレーションCD】



パッケージ



シミュレーション画面

(I) シンボルキャラクターを活用した啓発活動の実施

協議会の活動をPRするため、シンボルキャラクター「マモリン」を活用したのぼり旗を作成し、啓発イベント等で活用した。

(オ) 啓発キャンペーンの実施

6月9日（ロックの日）に西宮市内において、日本ロックセキュリティ協同組合兵庫支部、兵庫県警と共同で、鍵、錠の点検などを呼びかけるキャンペーンを展開したほか、10月11日には、兵庫県、兵庫県警、社団法人兵庫県防犯協会連合会と共同して、広く地域安全まちづくりを呼びかける街頭パレードを行った。

また、10月27～28日には播磨科学公園都市（赤穂郡上郡町）で開催された「第19回兵庫のまつり～ふれあいフェスティバル2007～」において、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会及び兵庫県と共同出展し、啓発資材の配布、防犯設備の展示・実演、鍵の防犯診断等の啓発活動を行った。



ロックの日キャンペーン
（6月9日）



街頭パレード
（10月11日）



ふれあいフェスティバル
（10月27～28日）

(カ) ケーブルテレビを活用した啓発活動の実施

兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会の構成団体である姫路ケーブルテレビ株式会社の協力のもと、「地域で子どもを守ろう！」と題する映像を制作し、12月の同社の情報番組の中で放映いただき、地域で子どもを守る機運の醸成を図った。



2 平成19年度収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
県補助金	1,000,000	1,000,000	0
前年度繰越金	1,000,000	1,000,000	0
寄附金	1,000,000	1,000,000	0
普通預金利息	1,000	3,507	2,507
合 計	3,001,000	3,003,507	2,507

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
総合推進費	2,401,000	2,224,714	-176,286
1 協議会運営費	100,000	31,860	-68,140
2 研修会費	150,000	153,410	3,410
3 広報啓発費	2,151,000	2,039,444	-111,556
予備費	20,000	20,000	0
次年度繰越金	580,000	758,793	178,793
合 計	3,001,000	3,003,507	2,507

監 査 報 告 書

平成19年度ひょうご防犯まちづくり推進協議会事業及び会計を監査した結果、事業は適切に行われ、また、会計決算は、諸帳簿その他証拠書類を厳正に精査したところ、適正に処理されておりましたので報告します。

平成20年4月11日

ひょうご防犯まちづくり推進協議会

監 事

速 水 順 一 郎



第5号議案

平成20年度事業計画及び収支予算について

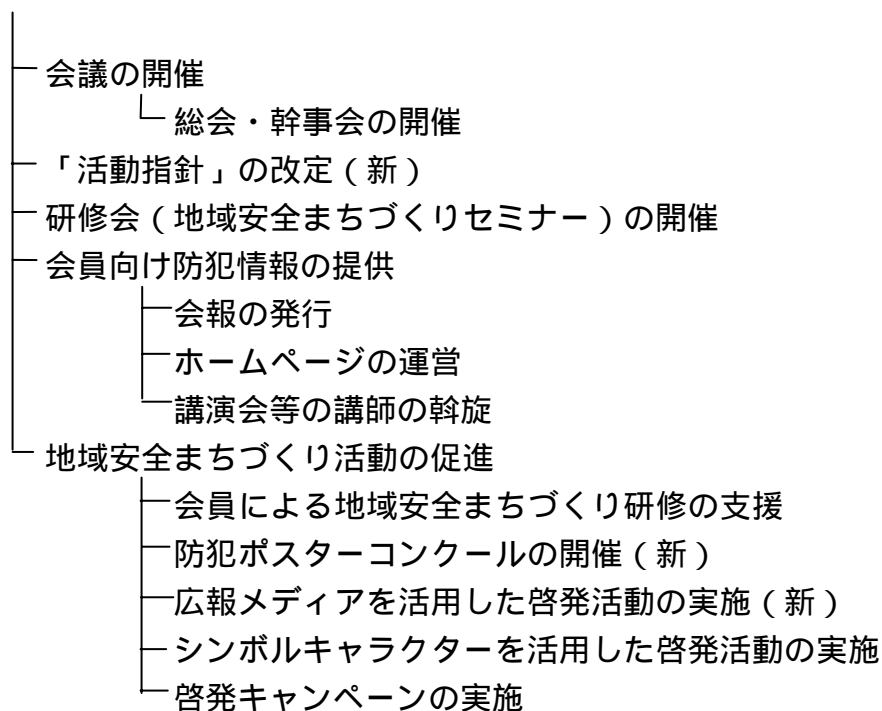
平成20年度事業計画及び収支予算について（案）

1 平成20年度事業計画

(1) 基本方針

県においては、「地域安全まちづくり条例」に基づく「指針」及び「推進計画」が策定され、安全で安心な兵庫の実現をめざす取組が本格化していることから、当協議会においても「活動指針」を改定し、これに基づいて、会員団体の活動が一層促進されるよう支援に努めるとともに、社会に貢献する協議会として、県民ぐるみの運動が展開されるよう、県民各層に対する啓発活動を充実する。

(2) 平成20年度事業体系



(3) 事業計画内容

ア 会議の開催(150千円)

(ア) 幹事会

平成20年5月9日(金) 於：ひょうご女性交流館

(イ) 総会

平成20年6月2日(月) 於：兵庫県公館

イ 「活動指針」の改定（新規）

平成17年に策定した協議会の「活動指針」について、「地域安全まちづくり条例」（平成18年4月施行）及びこれに基づく「地域安全まちづくり推進計画」（平成19年5月策定）との整合を図り、「地域安全まちづくり」の趣旨を反映した取組を効果的に展開するため、改定する。

ウ 研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催（400千円）

県との共催により、会員団体の代表者等関係者のほか、まちづくり防犯グループ関係者など、広く県民を対象とした研修会を開催し、各会員の取組の充実を促すとともに、県民による地域安全まちづくり活動の機運を醸成する。

なお、研修会の開催に当たっては、講演会やパネルディスカッションのほか、活動事例発表等の導入など、より工夫を凝らしたプログラムの導入を検討する。

エ 会員向け防犯情報の提供（270千円）

(ア) 会報の発行

県内の犯罪情勢のほか、各種団体等の先進的な活動事例や行政機関の施策等の情報を掲載する会報を発行し、会員による取組の促進を図る。

【情報提供内容】

協議会事業の実施状況
県内の犯罪情勢
事業者団体、行政等による先進的な取組
防犯に関するイベントその他の案内 など

【発行予定】

年3回程度（予定）

(イ) ホームページの運営

平成19年度にリニューアルした協議会のホームページを運営し、協議会の周知を図るとともに、会員団体その他の団体による先進的な取組を紹介するなど、さらに提供する情報の充実を図る。

また、メール配信機能等を活用し、会員団体に対して最新の防犯・犯罪情報などを迅速に提供する。

(ウ) 講演会等の講師の斡旋

会員が自主的に実施する講演会・防犯教室等の開催を支援するため、防犯に関する学識者、実践活動家等の講師を紹介する。

オ 地域安全まちづくり活動の促進（1,320千円）

(ア) 会員による地域安全まちづくり研修の支援

平成18年度に受納した寄附金を活用して、協議会会員団体が傘下の団体を対象に「地域安全まちづくり」に関する研修会等を開催する取組を支援し、県民ぐるみの地域安全まちづくり活動の促進を図る。

【事業内容】

協議会会員団体が傘下の団体又は広く県民を対象に開催する研修会、講習会等の講師謝金に要する経費を助成する。

- ・ 助成対象者
ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会員団体
- ・ 助成対象経費
「地域安全まちづくり」に関する研修会、セミナー、シンポジウム、講演会、実践活動の指導等における講師謝金に要する経費
- ・ 助成額
20千円以内

【事業実施期間】

平成19～21年度（予定）

(イ) 防犯ポスターコンクールの開催（新規）

兵庫県遊技業協同組合からの寄附金を活用して、県下の小学生を対象として防犯ポスター原画の募集を行い、優秀作品についてポスターを作成・配布し、県民の防犯意識の醸成を図る。

【コンクール応募期間】

平成20年6月～9月

【ポスター作成部数】

8,000部（予定）

【ポスター配布先】

協議会会員、県下各小学校、市町、県関係機関、防犯活動団体 など

(ウ) 広報メディアを活用した啓発活動の実施（新規）

兵庫県遊技業協同組合からの寄附金を活用しつつ、ケーブルテレビ局の協力のもと、子どもの安全・安心のための取組や、地域団体、事業者団体等が活動する際のポイントなどを広報メディアによって紹介し、県民の地域安全まちづくり活動の機運を醸成する。

(イ) シンボルキャラクターを活用した啓発活動の実施

協議会のシンボルキャラクター「マモリン」を活用した啓発用品を作成・配布し、県民の地域安全まちづくりの意識啓発を行う。



(オ) 啓発キャンペーンの実施

多数の県民の集客が見込めるイベントへの出展や、地域安全パレード等への参画を通じて、協議会の活動をPRするとともに、県民に向けて防犯意識の啓発を通じて県民ぐるみの地域安全まちづくり活動の機運を醸成する。

【イベント例】

淡路ふれあいフェスティバル
協議会会員団体が主催するイベント

【キャンペーンの内容】

防犯クイズ、防犯設備等の展示・実演を通じた防犯意識の涵養
啓発用冊子、防犯活動用品の配付 など

2 平成20年度収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
県補助金	900	ひょうご地域安全まちづくり推進事業補助
前年度繰越金	758	
寄附金	1,000	兵庫県遊技業協同組合からの寄附金
普通預金利息	2	
合 計	2,660	

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
総合推進費	2,140	
1 協議会運営費	150	総会 幹事会の開催
2 研修会費	400	地域安全まちづくりセミナーの開催
3 広報啓発費	1,590	会報の発行、ホームページの運営、会員による地域安全まちづくり研修の支援、防犯ポスターコンクールの開催、その他啓発活動 など
予備費	20	
次年度繰越金	500	
合 計	2,660	

参 考 资 料

ひょうご防犯まちづくり推進協議会の概要

1 目的

地域団体、事業者団体、行政機関等が協働して、地域社会の犯罪抑止機能を向上させる県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

2 設立年月日

平成17年3月8日

3 役員

	氏名	所属団体・役職
会長	井戸敏三	兵庫県知事
副会長	足立理秋	兵庫県町村会会長(神河町長)
	太田裕之	兵庫県警察本部長
	北野美智子	兵庫県連合婦人会会長
	白川武夫	兵庫県連合自治会会長
	西村太一	社団法人兵庫県防犯協会連合会会長
	水越浩士	兵庫県商工会議所連合会会頭
	山田知	兵庫県市長会会長(西宮市長)
監事	速水順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会会長

本日総会において改選予定

4 会員

107団体

5 事業内容

- (1) 防犯まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 防犯まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 防犯まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(主な事業実績)

17年度	「活動指針」の策定、啓発ポスターの作成、シンボルキャラクターの公募
18年度	活動事例集の作成、啓発用品(ウインドフラッグ、ステッカー)の作成
19年度	ホームページのリニューアル、会員による地域安全まちづくり研修の支援、地域団体と事業者の連携モデルに関する調査研究、防犯学習シミュレーションCDの作成

上記のほか、会報の発行、研修会(地域安全まちづくりセミナー)の開催等を実施

6 予算

委託金、補助金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

7 事務局

兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課(事務局長:兵庫県政策担当部長)

ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ひょうご防犯まちづくり推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県県民政策部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等(以下「団体等」という。)が協働して、地域社会の犯罪抑止機能を向上させる県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 防犯まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 防犯まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会員

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(加入)

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

(役員を選出)

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

- 2 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 会則の改正に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項に関すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(総会の決議方法)

第16条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(会長の専決)

第17条 総会の決議を要する事項のうち、第15条第2項第1号、第2号、第4号の事項につき、緊急を要するときは、会長は、事案持ち回りにより幹事会の承認を経て、専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、別表に掲げる団体等の代表者又は推薦者で構成し、本会の円滑な運営を図る。

- 2 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。
- 4 第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これら条文中「会長」とあるのは、「代表幹事」と、「本会」とあるのは、「幹事会」と、「役員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に要する費用は、委託金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会長は、毎会計年度終了後、すみやかに総会に事業報告及び収支報告をしなければならない。

第6章 解散

(解散)

第20条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決をもって解散する。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。

3 事務局長は、兵庫県県民政策部長をもって充てる。

第8章 補則

(細則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成17年3月8日から施行する。ただし第5章の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この会則の施行の日以後最初に開かれる幹事会は、第18条第3項の規定にかかわらず、兵庫県県民政策部長が招集する。

別表

ひょうご防犯まちづくり推進協議会幹事会構成団体

兵庫県 兵庫県警察本部 兵庫県市長会 兵庫県商工会議所連合会 兵庫県消費者団体連絡協議会 兵庫県駐車場協会連合会 兵庫県PTA協議会 特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会 兵庫県連合婦人会	兵庫県教育委員会 社団法人兵庫県建設業協会 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 兵庫県商工会連合会 兵庫県青少年団体連絡協議会 兵庫県町村会 社団法人兵庫県防犯協会連合会 兵庫県連合自治会 神戸市婦人団体協議会
--	--

ひょうご防犯まちづくり推進協議会会員名簿

兵庫県愛育連合会	兵庫県町村教育長会
兵庫県いずみ会	兵庫県鉄道事業者・警察連絡協議会
兵庫県インターネット安全安心利用推進協議会	社団法人兵庫県電業協会
兵庫県カラオケスタジオ協会	兵庫県特別支援学校PTA連合協議会
兵庫県教育委員会	兵庫県特別支援教育諸学校長会
兵庫県漁業協同組合連合会	兵庫県都市教育長協議会
兵庫県軽自動車協会	社団法人兵庫県バス協会
社団法人兵庫県警備業協会	兵庫県PTA協議会
兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会	兵庫県BBS連盟
社団法人兵庫県建設業協会	兵庫県百貨店協会
社団法人兵庫県建築士会	兵庫県病院協会
社団法人兵庫県建築設計事務所協会	財団法人兵庫県婦人共励会
兵庫県建築設計監理協会	社団法人兵庫県保育協会
兵庫県更生保護女性連盟	社団法人兵庫県防犯協会連合会
兵庫県国公立幼稚園長会	特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会
兵庫県国公立幼稚園PTA連絡協議会	兵庫県保護司会連合会
社団法人兵庫県子ども会連合会	社団法人兵庫県民間病院協会
兵庫県古物商組合連合会	兵庫県民生委員児童委員連合会
兵庫県ゴルフ場防犯対策協議会	兵庫県遊技業協同組合
兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会	兵庫県立高等学校長協会
兵庫県質屋組合連合会	兵庫県立高等学校PTA連合会
兵庫県市長会	兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合
社団法人兵庫県自転車防犯登録会	兵庫県連合自治会
社団法人兵庫県自動車整備振興会	兵庫県連合婦人会
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会	財団法人兵庫県老人クラブ連合会
兵庫県小学校長会	株式会社Kiss-FM KOBE
兵庫県商工会議所連合会	社団法人神戸銀行協会
兵庫県商工会連合会	神戸市子ども会連合会
兵庫県商店連合会	社団法人神戸市私立保育園連盟
兵庫県少年補導員連絡協議会	神戸市PTA協議会
兵庫県消費者団体連絡協議会	神戸市婦人団体協議会
兵庫県書店商業組合	社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会
兵庫県市立高等学校長会	神戸市立高等学校PTA連合会
兵庫県私立小学校連合会	社団法人神戸市老人クラブ連合会
兵庫県私立中学高等学校連合会	株式会社神戸新聞社
社団法人兵庫県私立幼稚園協会	神戸保護観察所
社団法人兵庫県信用金庫協会	特定非営利活動法人こうべユースネット
社団法人兵庫県信用組合協会	株式会社サンテレビジョン
兵庫県信用農業協同組合連合会	社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
兵庫県森林組合連合会	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ神戸支部
兵庫県生活協同組合連合会	社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫県
兵庫県青少年団体連絡協議会	社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
兵庫県青少年補導委員連合会	財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部
兵庫県青少年補導センター連絡協議会	日本放送協会神戸放送局
兵庫県青少年を守る店連絡協議会	日本ロックセキュリティ協同組合兵庫支部
社団法人兵庫県精神科病院協会	社団法人ひょうごツーリズム協会
兵庫県石油商業組合	特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター
社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会	郵便事業株式会社神戸支店
兵庫県損害保険防犯対策協議会	株式会社ラジオ関西
社団法人兵庫県タクシー協会	
社団法人兵庫県宅地建物取引業協会	
兵庫県中学校長会	
兵庫県中古自動車販売協会	
兵庫県駐車場協会連合会	
兵庫県中小企業団体中央会	
兵庫県町村会	
	【事務局】
	兵庫県
	兵庫県警察本部

(平成20年3月31日現在107団体)

ひょうご防犯まちづくり推進協議会活動指針

－ みんなで創ろう、安全・安心の兵庫 －



平成17年12月

ひょうご防犯まちづくり推進協議会

目 次

第1	活動指針の策定に当たって	1
1	県下の犯罪情勢	1
2	犯罪増加の背景	2
3	各種団体によるこれまでの取組	2
4	活動指針策定の目的	3
第2	目標・活動の基本等	4
1	目標	4
2	活動の基本	4
3	活動指針の充実	5
第3	取組内容	6
1	県民一人ひとりの防犯意識の高揚	6
2	地域・団体等の実情に応じた防犯活動の推進	7
3	子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実	8
4	防犯に配慮した生活環境の整備	9
資 料 編		10
1	ひょうご防犯まちづくり推進協議会の概要	10
2	ひょうご防犯まちづくり推進協議会会則	12

第1 活動指針の策定に当たって

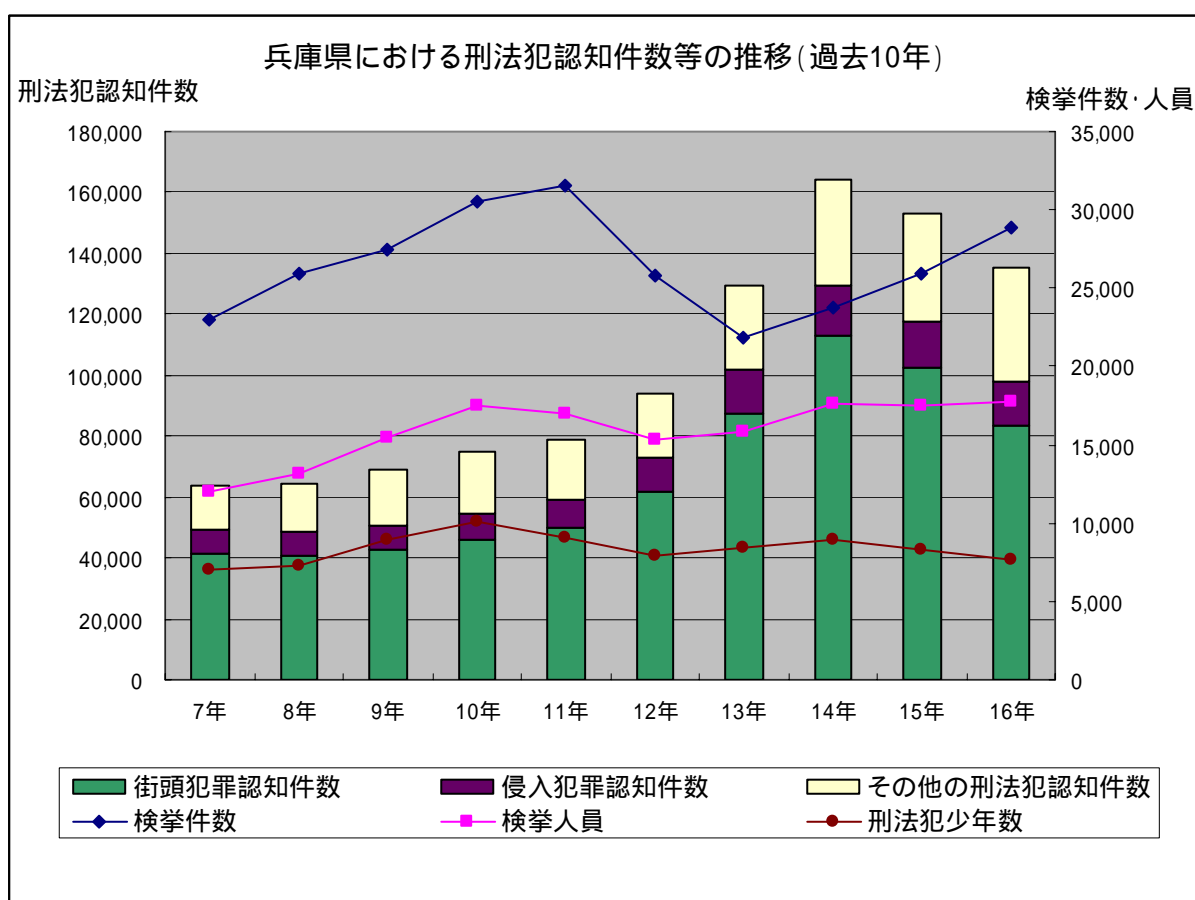
1 県下の犯罪情勢

兵庫県では、全国的な傾向と同様に、平成8年以降、犯罪の増加、凶悪化が顕著になり、平成14年には、戦後最多となる約16万4千件もの刑法犯認知件数を記録しました。

このような犯罪情勢の悪化を受けて、「地域の安全は地域自らが守る」という考え方の下、地域の県民の皆さんや、自治会・防犯協会等の団体、その他事業者による自主的な防犯の取組が盛んになっています。また、警察官の増員や警察による街頭活動の強化、さらには、平成16年度から県が開始した「地域ぐるみ安全対策」も相まって、刑法犯認知件数も平成15年には15万3千件、平成16年には13万5千件と減少に転じましたが、10年前の平成7年当時と比較して約2倍の高水準にあります。

なかでも、我々の身近なところで発生するひったくり、車上ねらい、乗物盗等の「街頭犯罪」や空き巣、事務所荒し等の「侵入犯罪」が全刑法犯認知件数の約72%を占めており、こうしたことが県民の「体感治安」の悪化を招いているものと考えられます。

また、最近では、子どもに対する不審者による声掛け事案や高齢者を狙った悪質商法が多発しており、子どもや高齢者の安全に対する地域社会の不安が高まっています。



備考：兵庫県警察本部「犯罪統計書（平成6年から平成15年）」等により作成

2 犯罪増加の背景

戦後の我が国は、少子・高齢化や核家族化、国際化や情報化の進展に代表されるように、社会の構造そのものが大きな変革を遂げてきました。これに伴い、国民全体の価値観も変化し、家族や地域の絆の弱体化、連帯感の希薄化といった傾向が見られ、さらには、人を思いやる心や社会に対して果たすべき役割・責任が軽視されるなど、規範意識が低下しつつあると言われてしています。

このようなことから、不審者を見かけたときには互いに知らせ合い、あるいは地域の子どもを大人が注意し見守るといった、地域社会が培ってきた犯罪抑止機能が弱まっているとの指摘がなされています。

また、複雑多様化した現代社会にあって、子どもたちは様々なストレスを受けており、その一方で、子どもたちにとって有害な情報があふれ、インターネット等の普及によりこうした情報へのアクセスが容易になっています。このような状況の変化により、大した罪の意識もないままに犯罪に手を染める子どもが現れ、国民の体感治安の悪化に拍車をかけています。

さらには、都市化の進展に伴い、個人のプライバシーを重視した閉鎖的な生活環境が形成されてきましたが、こうしたことにより、従来よりも不審者の情報が伝わりにくくなっているほか、防犯の視点を十分に考慮せずに整備されてきた道路、公園等の都市施設が犯罪の機会をつくり出してきた側面も見逃すことはできません。

3 各種団体によるこれまでの取組

多発する犯罪を抑止していくためには、警察活動の充実はもちろんですが、地域の様々な主体による自発的な防犯の取組が求められています。こうした活動が各地で展開されることにより、警察や行政の活動との相乗効果が発揮され、地域の安全・安心の実現が期待されるところです。

現在でも、自治会、婦人会、老人クラブ、消費者団体、防犯協会など地域の団体による、防犯パトロール、子どもの見守り活動、高齢者等を狙った悪質商法追放の取組等が展開され、また、金融機関による防犯研修会の実施、新聞販売所、ガソリンスタンド、タクシー等の事業者による子どもを犯罪から守る取組（110番事業）、コンビニエンスストア等深夜営業店舗における子どもの健全育成に向けた取組など、様々な活動が行われています。

さらに、このような地域団体、事業者団体の活動を支援するため、県における地域の防犯グループの立ち上げ支援等の「地域ぐるみ安全対策事業」や市町による防犯意識の啓発、さらには、警察本部における携帯電話のメール機能を活用した防犯情報の発信など、多様な手法を活用した支援施策が行われています。

参考：各種団体による取組の具体例

- ・ 防犯意識啓発ポスター原画・防犯標語の募集（兵庫県防犯協会連合会）
- ・ 防犯設備展示相談会（特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会）
- ・ 「よい子ネット」による防犯情報の配信（社団法人兵庫県保育協会、社団法人神戸市私立保育園連盟）
- ・ 悪質商法追放キャンペーン（兵庫県消費者団体連絡協議会）
- ・ 金融機関防犯対策会議の開催（社団法人神戸銀行協会）
- ・ 新聞販売所による不審者等の通報防犯チラシの配付など（神戸新聞社）
- ・ 女性と子どもを守るガソリンスタンド110番連絡所（兵庫県石油商業組合）
- ・ 夜間巡回防犯指導（兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会）
- ・ 学校危機管理ガイドラインの策定（兵庫県教育委員会）
- ・ 「ひょうご防犯ネット」による防犯情報等の配信（兵庫県警察本部）

4 活動指針策定の目的

地域において、上で述べたような多様な活動が行われ、すでに一定の成果を上げつつあるところですが、このような取組の充実のためには、地域を構成する様々な主体がともに手を携え、県民ぐるみの運動へと活動を高めしていく必要があります。このため、防犯に関する県民運動の推進組織として、多数の地域団体、事業者団体、行政機関等を会員として、平成17年3月8日に当協議会を設立したところです。

今後は、当協議会を通じて、各会員団体が蓄積してきた知識やノウハウを相互に共有し、会員団体それぞれの活動の向上を図るとともに、異分野の団体が連携し、協働した取組が展開されることが望まれます。

また、会員団体の総力を結集し、社会に貢献する協議会として、広く県民に向けた防犯意識の啓発を行うなど、会員団体が一体となった取組も進めていかなければなりません。

こうしたことから、各会員団体及び協議会がそれぞれの立場に応じて具体的な取組を進める際の参考とするため、この活動指針を定めるものです。

第2 目標・活動の基本等

1 目標

各会員団体及び協議会は、防犯に関する多様な取組の展開を通じて以下に掲げる目標の達成をめざします。

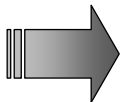
安全で安心な兵庫の実現

2 活動の基本

各会員団体は、以下に掲げる4つの活動の基本に沿って、それぞれの立場に応じた活動を実施可能な範囲で展開するとともに、協議会事業への積極的な参画や他の会員団体との協働にも努めるなど、多様な活動を推進します。

活動の基本

県民一人ひとりの防犯意識のかん養

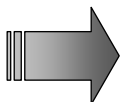


安全で安心な日常生活を送るためには、まず、県民一人ひとりが平素から犯罪の被害に遭わないよう心掛け、自分でできることはすぐに実行するという防犯意識を持ち続けることが大切です。

このため、広く県民に向けて、多様な手段を活用して防犯情報、犯罪情報の提供に努めるほか、各種キャンペーンの実施等を通じて防犯意識のかん養に取り組みます。

活動の基本

地域・団体等の実情に応じた防犯活動の推進

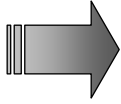


安全で安心な地域社会の実現のためには、「地域の安全は地域が自ら守る」という共通認識のもと、地域社会を構成する多様な主体（県民、各種団体、事業者、行政・警察）が犯罪の抑止のための活動を展開し、地域全体の犯罪抑止力の向上に努めていくことが不可欠です。

このため、活動に必要な知識やノウハウ等の共有、各種団体の相互連携を通じて、地域や団体の実情に応じた自主的な防犯活動を推進します。

活動の基本

子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実



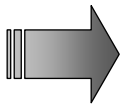
最近、学校や通学路等において、子どもが犯罪に巻き込まれ、被害者となる悲しい事件や高齢者などが悪質商法等により多額の損失を被る事例が各地で発生し、大きな問題になっています。

また、一方で、社会環境の変化に伴い、我々の周りに有害・危険な情報があふれ、こうした状況が子どもたちの規範意識の低下を招き、少年非行の多発につながっているのではないかと考えられます。

このため、子ども・高齢者等を見守る活動や子どもの規範意識を高める教育を推進するなど、子ども・高齢者を犯罪に巻き込まない取組の充実に努めます。

活動の基本

防犯に配慮した生活環境の整備



犯罪を減らすためには、防犯の視点を取り入れたまちづくりを進めることが大切です。

このため、住宅、商店等の事業用施設、道路、公園等の設計・管理に当たっては、こうした視点を取り入れ、ハード面から犯罪のおこりにくい生活環境の整備を進めます。

3 活動指針の充実

当活動指針は、各会員団体及び協議会が具体的な活動に取り組む際の参考とするために策定するものですが、犯罪情勢や防犯活動上の課題は、刻々と変化していくものであり、また、県においては、「地域安全まちづくり条例」（仮称）の制定に向けた検討が行われていることから、今後、こうした状況に対応し、必要な充実を図っていきます。

第3 取組内容

各会員団体及び協議会は、第2で示した4つの活動の基本に沿った以下の取組例を参考に、実施可能なものから無理のない範囲で実行していくこととします。

1 県民一人ひとりの防犯意識のかん養

防犯意識の啓発、防犯・犯罪情報の提供、防犯キャンペーンの実施、犯罪被害者に対する支援等を通じて県民一人ひとりの防犯意識のかん養を図ります。

取組項目	取組例	主な実施主体
防犯意識の啓発	・ 家庭内での防犯教育・安全確認の実施	各会員団体
	・ 地域団体その他各種団体の諸活動の機会を活用した防犯意識の啓発	地域団体等
	・ 防犯意識啓発ポスター、パンフレット等の作成・配付 ・ 情報紙、ホームページを活用した防犯対策等の紹介 ・ 防犯講習会等の開催	全会員団体、協議会
	・ 事業所における従業員向け防犯意識啓発の充実	事業者、事業者団体
防犯・犯罪情報等の提供	・ 携帯電話のメール機能やホームページを活用した防犯・犯罪情報の提供	教育関係団体、警察
	・ 地域防犯ニュース等の発行	防犯関係団体、警察、市町長
	・ 高齢者等を狙った悪質商法の手口とその対策等の情報提供	消費者団体、女性・高齢者団体、知事・市町長、警察
	・ 社内報、業界紙における防犯・犯罪情報の提供	事業者、事業者団体
	・ 地域住民への周知（回覧板、掲示板等の活用）	地域団体、市町長
防犯キャンペーン等の実施	・ 防犯に関する各種キャンペーンの実施 ・ 防犯イベント、大会等の開催・参画	全会員団体、協議会
犯罪被害者に対する支援	・ 県民向けの啓発の実施 ・ 被害者に対する情報提供、相談の実施	知事・市町長、警察、犯罪被害者支援団体

2 地域・団体の実情に応じた防犯活動の推進

「地域力」の向上を通じた犯罪抑止機能の強化、防犯活動グループの立ち上げ等支援、防犯活動リーダーの養成、防犯パトロール等の実施など、地域・団体の実情に応じた防犯活動の推進を図ります。

取組項目	取 組 例	主な実施主体
「地域力」の向上を通じた犯罪抑止機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域の連帯感を高めるあいさつ運動の実施 互いに見守りあう声掛け運動の推進 	地域団体
防犯活動グループの立ち上げ等支援	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げ経費等の助成 防犯活動用品の支給 	知事・市町長
防犯活動リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> 活動リーダー向け研修会等の開催 活動マニュアル等の作成・配付 実践活動の指導 	防犯関係団体、知事・市町長、警察
防犯パトロール等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の夜間パトロールの実施 	地域団体、警察
地域環境浄化活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公共空間における落書き消し、清掃等の実施 	地域団体、知事・市町長
乗物盗難対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 確実な施錠の呼びかけ 自転車防犯登録等の促進 路上駐車等防止の呼びかけ 	自動車等販売事業者・事業者団体、警察、知事・市町長
事業所における防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等に対する防犯教育の実施 防犯訓練の実施 	事業者、事業者団体
	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等における警察等への緊急通報体制の確立 	金融関係事業者、警察
	<ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の深夜営業店舗における複数従業員の確保 	深夜営業事業者
事業者による防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 警備員等による店舗内の巡回強化 	有店舗型事業者
	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所等の通報 	配達業務型事業者
	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪の被害に遭った県民の保護・通報 	配達業務型事業者、運輸事業者
	<ul style="list-style-type: none"> インターネット犯罪対策の強化 	情報サービス事業者
活動意欲向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な活動を行った県民・団体等に対する表彰等 	知事・市町長、警察、協議会

3 子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実

学校等の安全確保体制の充実、地域で子どもを見守る活動の実施、高齢者を狙った悪質商法の被害防止、有害環境の浄化など、子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取組の充実に努めます。

取組項目	取 組 例	主な実施主体
学校等の安全確保体制の充実	・ 学校等における安全確保に関する指針の策定	知事、教育委員会
	・ 学校等への不審者侵入防止対策の強化 ・ 学校等施設内の安全確認	学校等管理者、教育委員会
	・ 警察等への緊急通報体制の確立	学校等管理者、教育委員会、警察
子どもの犯罪被害回避能力の向上	・ 防犯教育の充実 ・ 防犯訓練の実施 ・ 「地域安全マップ」の作製	学校等管理者、教育委員会、教育関係団体、知事・市町長、警察
地域で子どもを見守る活動の実施	・ 通学路等の安全確認 ・ 通学路等における見守り活動の実施	地域団体、教育関係団体
	・ 子どもを守る110番の家(店)等の子どもの安全・安心拠点の確保	地域団体、学校等管理者、教育関係団体、各種事業者、市町長、警察
	・ 子育てを地域で支えるしくみの充実 ・ 地域ぐるみで青少年を守り育てる運動の推進	地域団体、知事・市町長
	・ 子どもの健全育成を担うリーダーの育成やボランティア団体への支援	知事・市町長、教育委員会
高齢者を狙った悪質商法の被害防止	・ 消費生活相談体制の充実 ・ 高齢者向けの各種講座の実施 ・ 高齢者に対する声掛け運動の実施	知事・市町長、地域団体
有害環境の浄化	・ 子どもの深夜外出を抑制するための帰宅を促す声掛けの実施 ・ 有害図書類等の販売方法の適正化	深夜営業事業者・事業者団体
	・ 有害環境浄化運動の強化	知事・市町長、警察、協議会

子どもの規範意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規範意識を高める教育の充実 ・ 子どものコミュニケーション能力向上を図る教育の充実 	学校等管理者、教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会のしくみや基本的ルールを学ばせる体験学習の実施 ・ 異年齢の子どもたちが集団で交流できる場づくり 	学校等管理者、教育委員会、地域団体

4 防犯に配慮した生活環境の整備

生活環境改善運動の展開、防犯に配慮した住宅等の整備、防犯設備の整備、事業所等における防犯設備の整備など、防犯に配慮した生活環境の整備に努めます。

取組項目	取 組 例	主な実施主体
生活環境改善運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における危険箇所の把握 	地域団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間における落書き、ゴミの不法投棄防止運動の展開 	知事・市町長、地域団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 門灯点灯運動の推進 ・ 空地、空家の把握と所有・管理者に対する適切な管理の呼びかけ 	地域団体、知事・市町長、警察、協議会
防犯に配慮した住宅等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備 ・ 防犯診断の実施 	知事・市町長、開発事業者、駐車場事業者、事業者団体
防犯設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間における防犯灯、防犯カメラ等の整備促進 	知事・市町長、警察、地域団体
事業所等における防犯設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間機械警備システムの導入 ・ 店舗等における防犯カメラの設置 ・ 自動販売機、A T M機等の防犯対策の強化 	警備事業者、防犯設備事業者、事業者団体
犯罪に遭いにくい商品の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯性能の高い住宅の普及促進 ・ 防犯性能の高い錠前、窓ガラス等の普及促進 	住宅販売事業者、防犯設備事業者、事業者団体
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車、自動二輪車、自転車の盗難等を防止する装置の普及促進 	自動車等販売事業者、事業者団体